

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	県土整備部 建築住宅課
契約締結年月日	令和8年6月1日
契約者名	株式会社アドブレーション社
契約名	木造住宅耐震化啓発広報業務委託
契約金額 (税込み)	1,885,000円
随意契約理由	<p>本業務は、年度ごとの制度改正や社会状況に応じた内容修正を行いながら、木造住宅の耐震化の必要性、補助制度内容を周知することで、木造住宅の所有者及びその家族から耐震化の意思を引き出す事を目的とし、既存の広報資材を活用しつつ、各種媒体を組み合わせた広報を一体的に実施するものである。</p> <p>本業務においては、令和6年度木造住宅耐震化啓発広報業務委託のプロポーザル方式入札にて(株)アドブレーション社が選定され、同社が企画・制作した一貫性のある広報資材（新聞広告、テレビCM、リーフレット、ポスター等）により、令和6・7年度にわたり広報を展開してきた。</p> <p>単年度ごとに事業者を変更（広報内容や表現を変更）するのではなく、同一のコンセプト・メッセージのもとで継続的に情報発信を行うことにより、木造住宅所有者等の記憶への定着を図り、行動変容（耐震診断・耐震改修の実施）につなげることが重要である。このため、広報コンセプトの継続性及び一貫性を確保した広報展開が不可欠である。</p> <p>(株)アドブレーション社は、令和6・7年度の業務において、当該事業の目的、ターゲット層の特性、広報効果の分析結果等に関する知見及びノウハウを蓄積しており、これらを活用することで、より効果的かつ迅速な広報展開が可能となる。</p> <p>加えて、既存資材の修正作業を含めた一体的な業務遂行が効率的に行うことができる。特に、リーフレット及びポスターの修正については、既存資材の設計意図及び制作データに基づく対応が必要であり、当該資材を制作した(株)アドブレーション社のみが行うことができるものである。</p> <p>以上の理由により、本業務は特定の事業者による履行が適当であり、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、(株)アドブレーション社と随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号